第七条　センターの所長の任務

センターの所長は、次の任務を遂行するものとする。

(a)　センターの長期及び中期の計画、事業計画案並びに予算案を作成し、運営理事会に提出すること。

(b)　運営理事会が採択した計画及び事業計画に従ってセンターの活動を指揮すること。

(c)　センターの管理において有用であると認める提案を提出し、及び運営理事会の会合の仮議事日程を作成すること。

(d)　センターの活動に関する報告書を作成し、運営理事会に提出すること。

(e)　運営理事会が採択した計画及び事業計画に従い、センターの適切な運営のために必要なその他の任務を遂行すること。

第八条　ユネスコの貢献

1　ユネスコは、その戦略的な目標及び目的に従い、技術的援助の形態により、必要に応じ、センターの活動に対する援助を提供することができる。

2　ユネスコは、次のことを約束する。

(a)　センターの専門分野においてユネスコの専門家による援助を提供すること。

(b)　ユネスコが実施する各種の活動であって、センターが参加することがユネスコの目的及びセンターの目的に合致し、かつ、それらの目的にとり有益であると認めるものにセンターを参加させること。

3　この条に規定する援助については、その援助がユネスコの計画及び予算に規定されている場合に限り行うことができる。

第九条　財政事項

1　政府は、日本国の法令に従い、センターが十分な資金を受領するために必要な適当な措置をとる。

2　センターの財源は、機構が割り当てる資金、政府機関、政府間機関又は非政府機関から受領する拠出及びセンターが提供する役務に対する支払から生ずる。

第十条　ユネスコの責任

ユネスコは、センターについて法的に責任を負わないものとし、センターに関し、財政的な又は他のいかなる責任も負わない。ただし、この協定に明示的に規定する場合には、この限りでない。

第十一条　評価

1　ユネスコは、次の事項を確認するため、いつでもセンターの活動についての評価を実施することができる。

(a)　センターが、ユネスコの戦略的な目標に重要な貢献を行っているか。

(b)　センターが実際に遂行する活動が、この協定に規定する活動に合致しているか。

2　ユネスコは、政府に対し、実施した評価に関する報告書をできるだけ早い機会に提出することを約束する。

第十二条　ユネスコの名称及びロゴの使用

1　センターは、ユネスコとの協力関係について表示することができるものとし、したがって、センターの名称の前に「国際連合教育科学文化機関の賛助する」と表示することができる。

2　センターは、ユネスコの管理機関が定める条件に従い、ユネスコのロゴをセンターの書簡用紙（センターの名称等を上部に印字したもの）及び文書に使用することを認められる。

第十三条　効力発生

この協定は、その署名の時に効力を生ずる。

第十四条　有効期間

この協定は、効力発生の後五年間効力を有するものとし、また、五年ごとに黙示的に更新される。

第十五条　廃棄

前条の規定にかかわらず、政府又はユネスコは、他方の当事者に対して六箇月前に書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

第十六条　改正

この協定は、政府とユネスコとの間の合意によって改正することができる。

第十七条　紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する政府とユネスコとの間の紛争は、両当事者間の交渉により解決する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年八月三十日にパリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　山本忠通
国際連合教育科学文化機関のために
　イリーナ・ボコバ

○外務省告示第四百十七号

平成二十二年九月二日にネーピードーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　野川保晶在ミャンマー大使

ミャンマー側　ソー・ター国家計画・経済開発大臣

平成二十二年九月十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百十八号

平成二十二年九月三日にウランバートルで、国立ラジオ・テレビ大学教育機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国立ラジオ・テレビ大学教育機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億九十万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣

平成二十二年九月十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百十九号

平成二十二年九月三日にウランバートルで、ウランバートル市水供給改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ウランバートル市水供給改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣

平成二十二年九月十五日

外務大臣　岡田　克也

○国税庁告示第二十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人日本ナルコレプシー協会	東京都新宿区赤城下町四四番（株）陽成社内	白倉　昌夫	平成二十二年九月十六日から平成二十七年九月十五日まで
特定非営利活動法人分水さくらを守る会	新潟県燕市上諏訪十番一六号	村上　謹一	平成二十二年九月十六日から平成二十七年九月十五日まで
特定非営利活動法人恵まれない子供達の自立を支援する会	千葉県佐倉市西志津二丁目一五番三六号	神谷　光徳	平成二十二年九月十六日から平成二十七年九月十五日まで